

## 複数医療機関の再編等にかかる優遇融資のお知らせ

地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、厚生労働大臣等に認定された病院・有床診療所に対して、優遇融資を実施しています。

### 【建築資金】

優遇適用後の条件	複数医療機関の再編等にかかる優遇措置
対象施設	病院・有床診療所 <u>（厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</u>
貸付利率※1	基準金利 ※2 <u>（据置期間中無利子）</u>
限度額	所要額の95%
償還期間（うち据置期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）

### 【長期運転資金】

優遇適用後の条件	複数医療機関の再編等にかかる優遇措置
対象施設	病院・有床診療所 <u>（厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</u>
貸付利率※1	基準金利
限度額	<u>（病院）5億円 （有床診療所）3億円</u>
償還期間（うち据置期間）	<u>10年以内（4年以内）</u>

※1 建築資金は、医療貸付利率表（PDF）の「1病院 新築資金・甲種増改築資金」または「2診療所 新築資金・甲種増改築資金」の利率が適用され、運転資金は、同表の「複数医療機関の再編等支援資金（病院・診療所）」の利率が適用されます。

利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

※2 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限ります。

※3 廃止される病院の残債に対してのご融資の場合は、さらに優遇されたメニューがございます。

※4 取扱期限は、令和8年3月31日までとなります。

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

▼利率表  
はこちら

